

令和6年横審第43号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日付時刻及び場所

令和4年1月4日01時30分

オーストラリア連邦メリッシュ礁

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 65.07メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、かつお一本釣り漁業に従事する一層凹甲板船尾機関型で、上甲板上に船首楼甲板及び船尾楼甲板が設けられた鋼製漁船で、船体中央やや後方の最上層に操舵室を配した3層の甲板室があり、操舵室前方中央に舵輪及びジャイロコンパスを備えた操舵スタンドを、同スタンドの左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターを、操舵スタンドの右舷側に主機遠隔操縦装置等をそれぞれ備え、a受審人ほか9人、キリバス共和国籍9人及びインドネシア共和国籍12人の船員が乗り組み、操業の目的で、令和3年11月16日09時00分静岡県焼津港を発し、越えて12月6日オーストラリア連邦ケンプラ港南東方沖合の漁場に至って操業を始め、かつおを約340トン漁獲したのち、船首2.6メートル船尾2.9メートルの喫水をもって、同月30日18時00分漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、メリッシュ礁は、オーストラリア連邦ヘイポイント港北東方沖合約440海里の珊瑚海に位置する珊瑚礁で、南北に約6海里、東西に約3海里拡張延びていて、当時Aで使用していた縮尺350万分の1の海図A u s 4 6 0 2に記載されていた。

また、a受審人は、オーストラリア連邦東方沖合の珊瑚海を多数回航行した経験を有していたが、メリッシュ礁付近の航行は初めてで、同礁の存在及び自船のGPSプロッターにメリッシュ礁が画面を拡大しても表示されないことを承知していなかった。

そして、a受審人は、帰航中、ジャイロコンパスが不調で、警報が度々鳴ることがあり、都度対応していた。

a受審人は、ノースアップ表示で12海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、珊瑚海を北上中、越えて令和4年1月3日20時00分頃船舶所有会社からパプアニューギニア独立国領

海の通航許可が下りていないためう回ルートをとるよう連絡を受け、
20時17分南緯17度24分東経155度52分の地点（以下「基点」という。）から240.5度（真方位、以下同じ。）53.7海里の地点で、針路を058度に定めて自動操舵とし、10.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、そのままの針路で航行を続けると、メリッシュ礁に乗り揚げのおそれがあったが、ジャイロコンパスの不調が再び発生したため、その復旧対応に気を取られ、海図で針路上の障害物を確認するなど、水路調査を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、ジャイロコンパスの復旧後、メリッシュ礁に向首続航したまま、21時00分頃船橋当直を甲板員に任せて降橋し、翌4日01時30分基点から320度2.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、メリッシュ礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

a受審人は、自室で休憩中、衝撃を感じて昇橋して乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首船底部等に凹損を生じたが、自力離礁して焼津港に帰航し、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、オーストラリア連邦ヘイポイント港北東方沖合において、焼津港に向けて帰航する際、水路調査が不十分で、メリッシュ礁に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、オーストラリア連邦ヘイポイント港北東方沖合に

において、焼津港に向けて帰航する場合、メリッシュ礁が存在することも、GPSプロッターに同礁が表示されないことも知らなかったのだから、メリッシュ礁に乗り揚げることのないよう、海図で針路上の障害物を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときジャイロコンパスの不調が再び発生したため、復旧対応に気を取られ、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、メリッシュ礁に向首接近することに気付かないまま進行して乗り揚げを招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月19日

横浜地方海難審判所

審判官 丸田 稔